

議案第29号 平成24年度習志野市一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正予算	補正前	513億7,867万4千円
	補正額	1,496万8千円
	補正後	513億9,364万2千円

- （歳出概要）
- ・子どもの医療費等助成事業
 - ・災害対応事業（環境調査）
 - ・商店街活性化連携協働事業
 - ・市街地液状化対策事業

議案第30号 習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、個人市民税について前年中の所得が公的年金等のみであった者が、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合には、申告書の提出を不要とするよう改正するものです。

（施行期日）

平成26年1月1日から施行します。

議案第31号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されます。

この改正は、外国人住民の利便性の増進、住民基本台帳システムによる一元的な行政サービスの実現等を図るため、現行の外国人登録制度に代えて、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とするものです。

これに伴い、外国人登録法が廃止されるため、所要の改正を行います。

改正条例は、次のとおりです。

- ・習志野市印鑑条例
- ・習志野市手数料条例
- ・習志野市育英資金給与条例
- ・習志野市難病患者見舞金支給条例
- ・習志野市子どもの医療費等の助成に関する条例
- ・習志野市敬老祝金支給条例
- ・習志野市災害見舞条例
- ・習志野市海浜霊園及び鷺沼霊堂の設置管理に関する条例

(施行期日)

平成24年7月9日から施行します。

議案第32号 習志野市子どもの医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

入院に係る子どもの医療費等の助成について、対象年齢を中学校3年生（15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者）まで拡大するため、改正するものです。

区 分		改 正 前	改 正 後
対象年齢	通 院	小学校3年生まで	現行どおり
	入 院	小学校6年生まで	中学校3年生まで

(施行期日)

平成24年12月1日から施行します。

**議案第33号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること
について**

固定資産評価審査委員会の委員であります近藤 一夫（こんどう かずお）氏が平成24年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市谷津
氏 名 近 藤 一 夫
生年月日 昭和35年7月1日
任 期 3年

議案第34号 財産取得について（消防救急デジタル無線機及び受令機一式）

現在、消防本部で整備しているアナログ方式の消防救急無線が、電波法の一部改正により使用できなくなることから、デジタル方式の消防救急無線へ移行するため、取得するものです。

1	物品の名称、数量	消防救急デジタル無線機及び受令機 一式
2	買 収 の 目 的	消防救急活動
3	買 収 の 方 法	制限付き一般競争入札
4	買 収 金 額	58,800,000円
5	買 収 の 相 手 方	東京都港区芝浦4丁目10番16号 沖電気工業株式会社 統合営業本部 官公営業本部 本部長 小 松 晃

（仕様の概要）

卓上型固定移動局無線装置	1台	
消防車用車載型移動局無線装置	26台	
救急車用車載型移動局無線装置	6台	
携帯型移動局無線装置	25台	
可搬型移動局無線装置	2台	
署所用半固定受令機	1台	
署所用受令機	4台	
携帯型受令機	17台	合計82台

議案第35号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(平成23年度習志野市一般会計補正予算(第7号))

東日本大震災により被災した公共下水道の災害復旧事業に係る国庫支出金等の財源を確保する観点から、平成23年度に未執行となった予算を減額し、平成24年度に追加する予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

歳入歳出補正予算	補正前	547億8,759万円
	補正額	△ 6億2,867万4千円
	補正後	541億5,891万6千円

(歳出概要) ・公共下水道事業特別会計繰出金

(専決処分日) 平成24年3月30日

議案第36号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(平成23年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))

東日本大震災により被災した公共下水道の災害復旧事業に係る国庫支出金等の財源を確保する観点から、平成23年度に未執行となった予算を減額し、平成24年度に追加する予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

歳入歳出補正予算	補正前	110億	566万5千円
	補正額	△ 13億3,901万円	
	補正後	96億6,665万5千円	

(歳出概要) ・災害復旧事業(下水道)

(専決処分日) 平成24年3月30日

議案第37号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(平成24年度習志野市一般会計補正予算(第1号))

東日本大震災により被災した公共下水道の災害復旧事業に係る国庫支出金等の財源を確保する観点から、平成23年度に未執行となった予算を減額し、平成24年度に追加する予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

歳入歳出補正予算	補正前	507億5,000万円
	補正額	6億2,867万4千円
	補正後	513億7,867万4千円

(歳出概要) ・公共下水道事業特別会計繰出金

(専決処分日) 平成24年3月30日

議案第38号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(平成24年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))

東日本大震災により被災した公共下水道の災害復旧事業に係る国庫支出金等の財源を確保する観点から、平成23年度に未執行となった予算を減額し、平成24年度に追加する予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

歳入歳出補正予算	補正前	67億7,645万円
	補正額	13億3,901万円
	補正後	81億1,546万円

(歳出概要) ・災害復旧事業(下水道)

(専決処分日) 平成24年3月30日

議案第39号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、習志野市税条例の一部を改正するに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

固定資産税・都市計画税関係

1 土地に係る負担調整措置の見直し

(1) 住宅用地及び特定市街化区域農地に係る据置特例措置を廃止します。

ただし、経過措置として平成25年度までは、負担水準90%以上（現行80%以上）の土地については据置特例措置を存置します。

(2) その他の負担調整措置については、平成26年度まで現行制度を継続します。

2 地価の下落に対する評価額の修正措置を、平成26年度まで継続します。

3 図書館・博物館・幼稚園を設置する一定の一般社団・財団法人に対し非課税措置が講じられたため、その適用を受けるための関係書類の提出を義務付けます。

固定資産税（償却資産）関係

1 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を導入し、公共下水道を使用する者が設置した除害施設に対する課税の特例割合を4分の3とします。

個人市民税関係

1 東日本大震災により自己所有の居住用家屋が滅失等をして居住することができなくなった納税義務者が、その敷地である土地等を譲渡した場合、その譲渡所得の課税特例等における譲渡期間を平成30年12月31日まで（現行平成26年12月31日まで）延長します。

2 東日本大震災により自己所有の居住用家屋が滅失等をして居住することができなくなった納税義務者が、居住用家屋の再取得又は増改築等をした場合は、滅失等をした居住用家屋に係る住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）と、再取得等をした居住用家屋に係る住宅ローン控除を重複して適用できることとします。

(専決処分日)

平成24年3月31日

(施行期日)

平成24年4月1日